東温市基幹相談支援センター事業概要

障がい者の相談窓口として、専門相談、地域移行・地域定着、関係機関とのネットワーク、 権利擁護・虐待防止等の業務を行います。

障がい児・者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援していくため、 福祉の専門職を配置し、極め細やかな支援を行います。

1. 事業の内容

【基本相談支援業務】

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うとともに、次に 掲げる業務を実施する。

- ①福祉サービス等の利用援助 相談に応じ、助言や必要なサービスの申請や支援を行う。
- ②社会資源を活用するための支援 施設等の紹介、福祉機器の利用援助、住宅改修の助言、住宅の紹介、その他社 会資源を活用するために必要な支援を行う。
- ③社会生活力を高めるための支援 必要な方に、生活訓練等を紹介する。強会や研修会の案内・周知を図る。
- ④ピアカウンセリング ピアカウンセリングについて、ニーズを調査し、体制作りに取り組む。保護者 対象の茶話会を継続して実施する。
- ⑤権利擁護のために必要な援助
- ⑥専門機関の紹介
- (7)その他障がい者の在宅生活を支えるために必要な事業

【相談支援強化事務】

総合的・専門的な支援の実施を行うとともに、地域の相談支援体制強化及び地域移行・地域定着の促進を図るため、次に掲げる業務を実施する。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施

 困難事例の対応や後方的支援、事例検討会を必要時開催する。
- ②地域の相談支援体制の強化の取り組み 市内の相談支援事業所及び障がい福祉サービス事業所職員対象の研修会を開催する。
- ③地域移行・地域定着の促進の取組

障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

④地域自立支援協議会専門部会の運営

専門部会を開催する。(子ども部会、成人部会、相談支援部会)

【権利擁護・虐待防止業務】

障がい者の権利擁護のため、次に掲げる業務を実施する。

- ①成年後見制度支援事業
- ②障がい者等に対する虐待を防止するための取組:障がい者虐待防止センター業務

【発達障がい相談支援業務】

発達障がい児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行うため、次に掲げる 業務を実施する。

- ①発達障がい児(者)及びその家族に対する支援
- ②関係機関との協議、連絡調整等
- ③普及啓発及び研修
- ④その他発達障がい児(者)及びその家族に対する必要な支援

東温市福祉サービス関係団体連絡会

昨年までは東温市地域自立支援協議会定例会の名称で連絡会を開催しておりましたが、今年度からは名称を東温市福祉サービス関係団体連絡会に改め開催しております。

相談支援専門員や障がい者支援施設の相談員、医療機関の相談員、県や市の障がい支援機関等が参集し、情報交換、事例検討、勉強会、お互いの資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を深め、障がい福祉の推進に努め、難事例等を検討したり、社会資源を考えていく場になればと考えています。

○開催(予定)日

第1回 令和4年 5月11日 13時30分~15時

予定

第2回 令和4年 9月 9日 13時30分~ ※以降、奇数月に開催予定。

<協議内容>

①自己紹介

時計回りに近況や担当する業務内容、連絡会でしてほしいことなど織り交ぜて自己 紹介をする。

②意見交換(連絡会の方針、実施したいこと、気になること、など)

事例検討について現在進行形の事例や今まで支援してきた事例など振り返りでの 事例も織り交ぜて実施していく。また、情報交換や勉強会など実施していく。